

暦年贈与サービスのご説明

暦年贈与サービスとは

マネックスSP信託が、毎年、たくす株専用口座内の株式等の贈与手続きをサポートします（各回の贈与手続き時には所定の信託報酬をお支払いいただきます。）。

お客様は、毎年の案内にしたがって、たくす株専用口座内の株式等をたくす株の受取人に贈与する贈与契約の手続きを進めることで、贈与を安定かつ円滑に行うことができます。また、希望者には、マネックスSP信託が贈与契約書に確定日付を取得する手続きを代行します。

* お客様が認知症診断を受けるか、または相続等でたくす株が終了すると同時に終了します。

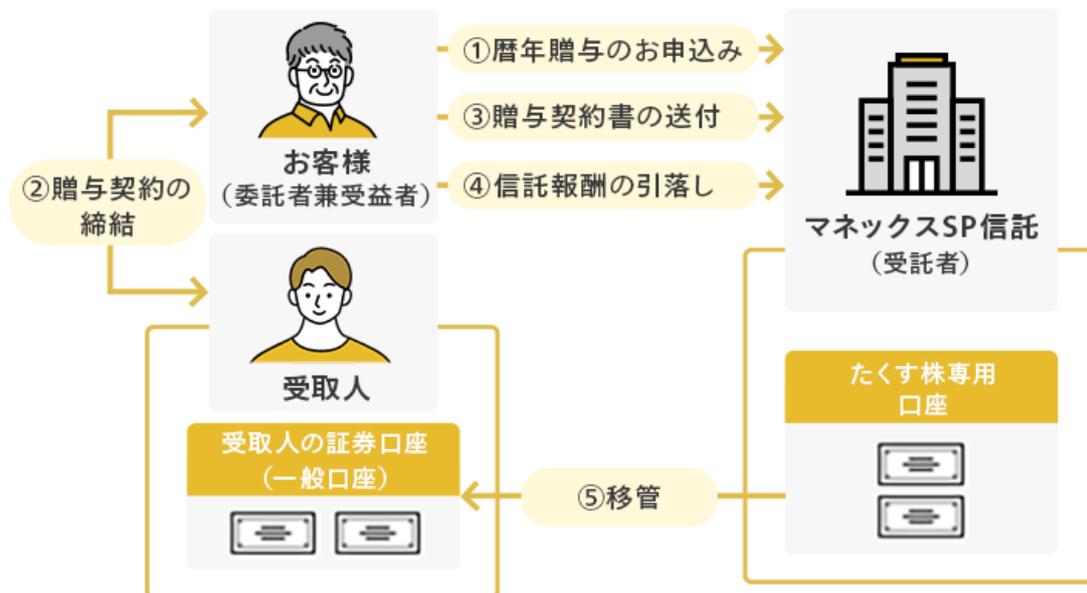
暦年贈与サービスをお申込みされたお客様は、マネックスSP信託に対して、毎年1月（初回は申込時点）に、贈与する銘柄および当年に贈与する株式数または金額^(※1)を指定します。また、毎回、お客様と受取人との間で締結された贈与契約書を、所定の期限までにマネックスSP信託に提出します。

暦年贈与サービスの信託報酬として、各回に贈与する株式等の時価の合計額の1.65%（税込）をお支払いいただきます^{(※2) (※3)}。

※1 金額を指定する場合には、贈与する銘柄のうち贈与する優先順位も合わせて指定します。マネックスSP信託は、指定された金額を、贈与する銘柄に関して贈与する月の前月の毎日の最終価格の平均額で除した数（1未満を切捨て）を株式数として、贈与手続きを行います。

※2 時価の算定には贈与のために出庫する日の前営業日の終値を参照します。

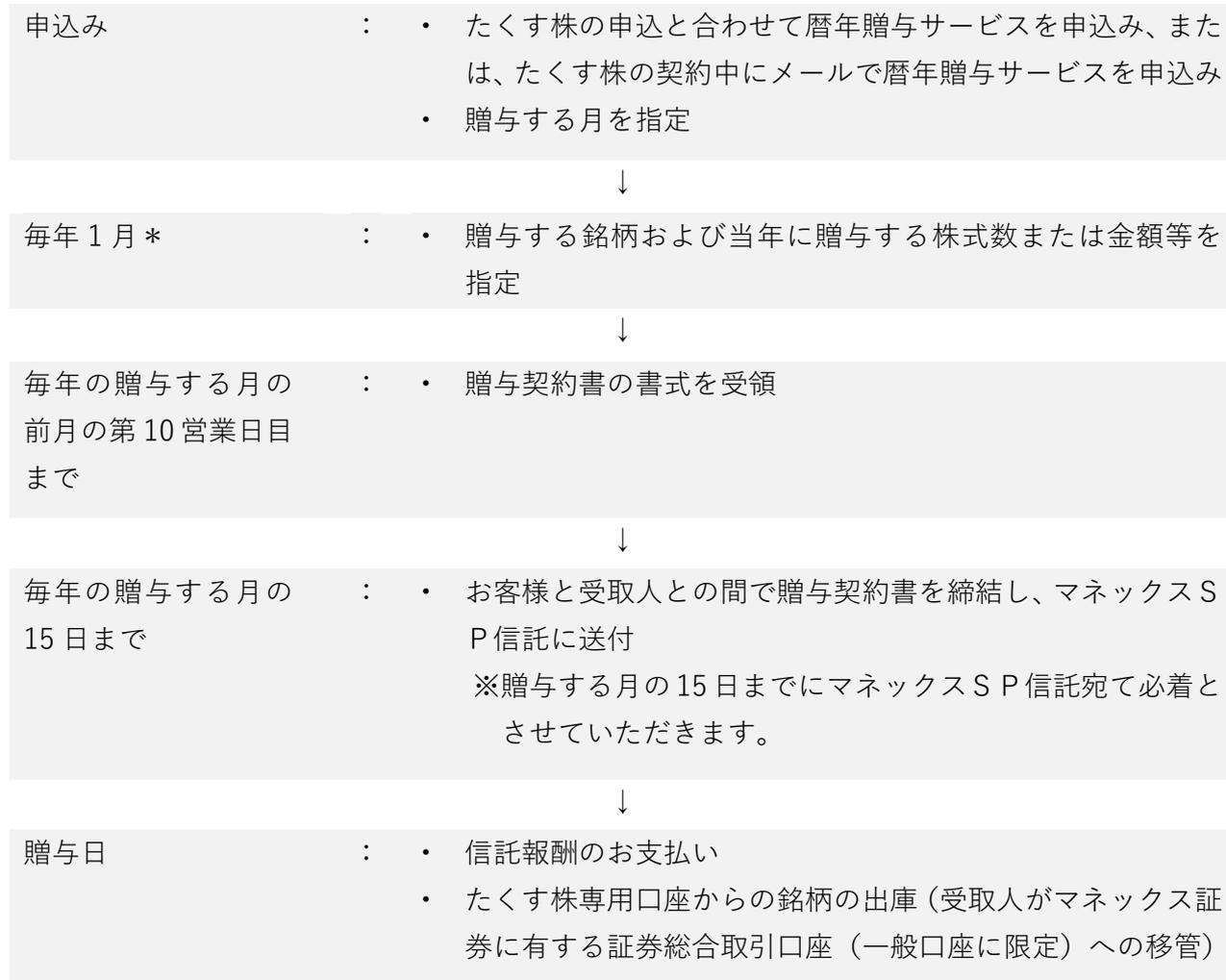
※3 出庫する日に、お客様がマネックス証券に有する証券総合取引口座のMRF・預り金（または証券総合取引口座のMRF・預り金が不足する場合には、たくす株専用口座の預り金）から引き落としします。



確定日付取得代行

希望者には、マネックスSP信託が、毎年の贈与契約書に確定日付を取得する手続きを代行します。マネックスSP信託は、確定日付の付与にかかる実費を、お客様がマネックス証券に有する証券総合取引口座のMRF・預り金から、確定日付を取得する手続きに先んじて前払を受けます。

暦年贈与サービスの手続きの流れ



* 初回は申込時点

暦年贈与サービスをご検討いただきたいお客様

- お持ちの上場株式等に関して、将来の口座凍結対策と円満な相続対策に加えて、暦年課税制度を活用した資産承継もまとめて行いたいお客様
- 相続税対策として、上場株式等の暦年贈与をお考えのお客様

申込み等の方法

➤ これからたくす株のお申込みをされるお客様

たくす株の契約手続き完了後、メールにて、暦年贈与サービスの必要事項を入力していただくウェブフォームをご案内します。

➤ たくす株を契約中のお客様

マネックスSP信託 お客様ダイヤルにご連絡ください。

電話 : 0120-146-569 (受付時間は平日 9:00~17:00)

メール : support@monextrust.co.jp

※メールでのご連絡の場合、件名等に「たくす株の暦年贈与サービスを申込み」旨を記載ください。後日、メールにて、暦年贈与サービスの必要事項を入力していただくウェブフォームをご案内します。

暦年贈与サービスを解除する場合も上記ダイヤルにご連絡ください。

※メールでの解除のご連絡の場合、件名等に「たくす株の暦年贈与サービスを解除する」旨を記載ください。メールでご連絡いただくだけで解除の手続きは完了です。

ご注意事項

- ・ 暦年贈与サービスの各回の手続きには所定の期限があります。期限内にお客様が手続きされない場合、マネックスSP信託は当年の贈与手続きを見送ることができます。
- ・ 贈与の結果、単元未満株式が生じる場合があります。
- ・ 暦年贈与サービスに関する税務（贈与税の課税の有無等）は税理士等の専門家にご相談ください。